

# 告示

## 埼玉県告示第五百六十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の八第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

令和六年五月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 試験の期日及び場所

試験期日	試験場所
令和六年九月八日（日）	埼玉大学（埼玉県さいたま市桜区下大久保二百五十五）

### 二 試験科目

- イ 医薬品に共通する特性と基本的な知識
  - ロ 人体の働きと医薬品
  - ハ 主な医薬品とその作用
  - ニ 薬事に関する法規と制度
  - ホ 医薬品の適正使用と安全対策
- ### 三 受験手続
- イ 受付方法

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/touhanshiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

### ロ 受付期間

令和六年五月二十日（月）午前八時三十分から五月三十一日（金）午後十一時五十九分まで

### 四 試験手数料

一万五千円を受験案内で指定する方法により納付すること。

### 五 合格発表

令和六年十月十八日（金）午前九時三十分から十一月十八日（月）午後五時十五分まで埼玉県保健医療政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/eiseishiken/touhanshiken/h30/goannai.html>）に掲載する。

### 六 その他

身体に障がいがある等の理由で埼玉県電子申請・届出サービスの利用等が困難である場合には、埼玉県保健医療政策課までお問い合わせください。